



事業シート（概要説明書）

様式1号

① 事業名	放課後児童会運営事業	総合計画体系	章	03元気創造都市	節	02次世代育成
② 細事業名	放課後児童会運営事業	担当部・課	教育推進部 青少年育成課		事業開始年度	昭和57年度
		根拠法令	児童福祉法 第6条の2 第2項			

③ 事業内容 (手段・手法など)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童を対象に、適切に遊び及び生活の場を与え健全な育成を図ることを目的に、現在市内13カ所で放課後児童会事業を実施している。 開設日: 4月1日～3月31日の月曜日から土曜日、ただし、日曜祝日、盆休み、年末年始は休会 開設時間: 小学校の授業終了時刻(小学校の休業日にあつては午前8時30分)から午後6時まで 開設場所: 市内13小学校(天見小を除く)校内及び隣接地 定員等: 基本1児童会につき40人で指導員2名体制(支援が必要な児童に対しては、指導員の増員を行う。)								
④ 目的 (何のために)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るため								
⑤ 対象及び人数 (誰・何を対象に)	対象 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童(障がいのある児童に関しては4年生まで)を対象 人数 平成22年度 620名(基準日H22.5.1)								
⑥ 現在の実施方法	職員が直接実施 (詳細:)								
⑦ コスト	平成23年度予算		直接経費(A)の内訳						
	直接経費(A)	8,122 千円	委員報酬100千円、講師謝礼30千円、職員旅費400千円、消耗品費1,506千円、燃料費60千円、印刷製本費51千円、光熱水費3,223千円、修繕料450千円、電話821千円、手数料313千円、保険料900千円、電算システム賃借料258千円、償還金10千円						
	人件費(B) ※(C)+(E)	168,972 千円	内	担当正職員: 概算人件費(C) (H22決算平均給与8,260千円×従事職員数)	9,086 千円	従事職員数(D)	1.1 人		
			訳	臨時職員他(嘱託・アルバイト)人件費(E)	159,886 千円	従事職員数(F)	121 人		
総コスト (A)+(B)	177,094 千円		財源内訳(収入)						
		国・府からの補助金等	40811千円	使用料・手数料	33881千円	一般財源(市債含む)	102402千円	その他	0円
⑧ 対象事業の抽出の視点 (選考優先順位)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 見直しを検討している事業 ◎ 積極的に市民の意見を取り入れたい事業 								

⑨ 目標 (目指すところ) ※より具体的に記入	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童会において、今後も待機児童を出さない。 ・最小の経費で、安全安心な児童会を運営を行う。 	
⑩ 事業の現状	<p>1児童会40名までの児童数に対して、2名の指導員(嘱託職員)で預かっており、支援が必要な児童に対しては、指導員(アルバイトを含む)を増員している。</p> <p>また、45名以上の利用がある児童会は、複数のクラスで運営している。(現在、13児童会20クラス)</p>	
⑪ 目標と現状の差 (課題) ⑨-⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・入会児童数が、1児童会40名を超えた場合、本来、新たな施設などが必要になる。 ・土曜日の児童会で、登会児童数が1～5名のところがある。 	
⑫ 解決策と論点 (⑪の課題の解決策と問題点)	<p>市側の事前論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入会児童数によって1児童会の児童数が40名を超えた場合、44名までは受け入れ指導員の増員を行う。 (河内長野市放課後児童会条例施行規則 第5条 児童会の定員は、1児童会につき40人とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、児童会の管理及び運営に支障がない範囲において、定員を超えて入会させることができる。) (問題点) 子どもの生活スペースが狭くなるため、体がふれるなどで細かい揉め事が増える(児童のストレス増加)。 45名を超過する場合、新たな施設を整備することになり、多額な整備コストが掛かることや、校内及び隣接地での設置が難しい児童会がある。 ・土曜日の児童会で児童数の少ない児童会は、他の児童会と統合して運営する。 (問題点) 保護者の送迎に負担がかかる。 	<p>最終論点</p> <p>※ 事前概要説明会開催後に記入</p>

様式2号

放課後児童会運営事業

放課後児童会について

河内長野市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的に、現在市内13ヶ所で放課後児童会事業を実施している。

1. 対象となる児童

小学校に在籍する児童のうち、次の各号に該当する児童で市長が認めた者

- ① 小学校1～3年生の児童(ただし、障がいのある児童に関しては4年生まで)
- ② 保護者が労働等により、昼間(正午～午後5時頃)家庭にいない状態(※1)が月に17日以上あり、この状態が3ヶ月以上継続する者
- ③ 児童会の定められたルールを守り、集団生活を行うことができる者
- ④ 上記各号に該当する児童で、児童会の趣旨に賛同し、入会を希望した者

(※1)「保護者が昼間家庭にいない状態」とは

児童の保護者(同居の親族・その他の者、を含む)のいずれもが次のいずれかの事情にあり、児童の保育をする事ができない状態にあることをさす。

- ①: 昼間に居宅外で労働することを常態としている場合(自宅外へ仕事に出ている場合)但し、育児休暇中等は該当しない。
- ②: 昼間に居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働につくことを常態としている場合(自宅で商売などを行っている場合)
- ③: 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体等に障害を有しており、この状態が3ヶ月以上継続する場合
- ④: 疾病の状態にある又は身体等に障害を有する親族を常時介護しており、この状態が3ヶ月以上継続する場合
- ⑤: 高齢(65歳以上)で児童を保育することが困難な場合

2. 児童会の開設期間及び時間

- ① 毎年4月1日～3月31日の月曜日から土曜日
 - 平日 授業終了後から午後6時まで
 - 土曜日・長期休業日(夏休みなど) 午前8時30分から午後6時まで
 - ※ 午後5時30分(10月中旬～翌年2月中旬までは午後5時)以降は児童の帰路の安全のため、保護者の迎えが必要。
- ② 次に該当する日は休会日
 - 日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日
 - 8月13日～16日
 - 年末年始(12月29日～1月5日)
 - その他特別の事由があると市長が認める場合(インフルエンザ臨時休会など)

3. 負担金

区 分	児童1人目 月額	2人目以降 月額
月曜日から土曜日まで入会する場合	7,000円	3,500円
月曜日から金曜日まで入会する場合	6,000円	3,000円

※ 同一世帯で2人以上入会する場合は、年齢の上の児童を1人目とする。

※ 世帯の所得状況などによる減免制度がある。

(例)平成23年度の減免要件

区 分	減 免 額	
(1)生活保護世帯	負担金の全額	
(2)児童の属する世帯が以下のすべてに該当する場合 <ul style="list-style-type: none">●平成22年分(平成22年中の所得)の所得税が非課税である場合●平成22年度分(平成21年中の所得)の市民税が非課税である場合	負担金の全額	
(3)児童の属する世帯が以下のすべてに該当する場合 <ul style="list-style-type: none">●平成22年分(平成22年中の所得)の所得税が非課税である場合●平成22年度分(平成21年中の所得)の市民税が課税である場合	負担金の半額	
(4)児童が負傷又は疾病により、全日欠席したとき。	当該月分の全額	
(5)児童の属する世帯が災害により、負担金を納付することが困難であるとき。	家屋の全焼・全壊流失の場合	負担金の全額
	家屋の半焼・半壊床上浸水の場合	負担金の半額
(6)児童の属する世帯が特別な事由により生活困窮となり、負担金を納付することが困難であると市長が認めるとき。	負担金の全額又は半額	

4. 諸費用

おやつ代、教材費等にかかる費用は、保護者負担になる。
また、おやつ代、教材費等にかかる費用は、各々児童会により異なる。

5. 開設場所及び定員

① 開設場所

千代田放課後児童会	同小学校敷地内	楠放課後児童会	同小学校敷地内
長野放課後児童会	同小学校隣接地	石仏放課後児童会	同小学校校舎内
小山田放課後児童会	同小学校校舎内他	南花台東放課後児童会	同小学校敷地内
天野放課後児童会	同小学校校舎内	川上放課後児童会	同小学校敷地内
高向放課後児童会	同小学校校舎内	美加の台放課後児童会	同小学校敷地内
三日市放課後児童会	同小学校校舎内他	南花台西放課後児童会	同小学校敷地内
加賀田放課後児童会	同小学校校舎内		

② 一室の定員40名(各児童会とも)

※住んでいる地域によっては、小学校の調整区域により、通学する学校が選択できる場合がある。その場合、児童が通学している小学校区での放課後児童会への入会となる。

6. 指導員

基本 1 クラス40名の児童に対して 2 名の指導員(嘱託職員)。支援の必要な児童に対しては、指導員(アルバイトを含む)を増員する。勤務はシフト制で、時間中は必ず2名(プラス増員分)の指導員が勤務する。特に、土曜日、学校の長期休業日は、指導員の休憩時間にもアルバイトを配置して児童の安全に努めている。